
令和元年大和町議会決算特別委員会会議録（第5号）

令和元年9月13日（金曜日）

応招委員（15名）

委員長	渡辺良雄君	委員	今野善行君
副委員長	千坂裕春君	委員	藤巻博史君
委員	千坂博行君	委員	平渡高志君
委員	今野信一君	委員	高平聡雄君
委員	犬飼克子君	委員	堀籠日出子君
委員	馬場良勝君	委員	大須賀啓君
委員	槻田雅之君	委員	中川久男君
委員	門間浩宇君		

出席委員（15名）

委員長	渡辺良雄君	委員	今野善行君
副委員長	千坂裕春君	委員	藤巻博史君
委員	千坂博行君	委員	平渡高志君
委員	今野信一君	委員	高平聡雄君
委員	犬飼克子君	委員	堀籠日出子君
委員	馬場良勝君	委員	大須賀啓君
委員	槻田雅之君	委員	中川久男君
委員	門間浩宇君		

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	浅 野 喜 高 君	上下水道課 施設整備係長	千 坂 伸 君
都市建設課長	江 本 篤 夫 君	税 務 課 長	千 葉 喜 一 君
都市建設課 参 事 兼 課 長 補 佐	亀 谷 裕 君	税 務 課 徴収対策室長	遠 藤 眞起子 君
都市建設課長 建設係長	大 友 希 君	税 務 課 課長補佐兼 住民税係長	丹 野 俊 宏 君
都市建設課長 総務係長	菊 地 昭 人 君	税 務 課 徴収対策室長 補 佐 兼 徴収対策係長	阿 部 友 紀 君
都市建設課 都市整備係長	松 川 貴 俊 君	税 務 課 固定資産税 係 長	鈴 木 貴 宏 君
上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君	税 務 課 主 幹	佐 藤 真 之 君
上下水道課 参 事 兼 課 長 補 佐	野 田 実 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
上下水道課 経営企画係長	田 中 きみえ 君	会 計 課 会 計 係 長	大 友 葉 月 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議事庶務係長	本 木 祐 二
--------	---------	--------	---------

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

委員長（渡辺良雄君）

皆さん、おはようございます。

定刻まで早いのでありますが、皆さんおそろいでございますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の審査は、お手元に配付の審査日程により進めてまいりますので、円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。

審査に入る前に、あらかじめ申し上げます。

質疑に当たっては、簡潔・明瞭にわかりやすく、また答弁においても同様にお願いいたします。

これより審査を行います。

審査の対象は、都市建設課、上下水道課です。

ここで各課長より出席職員の紹介をお願いします。

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

改めまして、おはようございます。

それでは、都市建設課、本日出席しております職員の紹介をさせていただきます。

まず、私の隣におります参事兼課長補佐の亀谷 裕でございます。（「どうもおはようございます。亀谷です。よろしく願いいたします」の声あり）

続きまして、建設係長の大友 希でございます。（「おはようございます。大友です。よろしく願いいたします」の声あり）

続きまして、総務係長の菊地昭人でございます。（「菊地です。よろしく願いいたします」の声あり）

後壇のほうに入りますが、都市整備係長の松川貴俊でございます。（「松川です。よろしく願いいたします」の声あり）

最後になりますが、私、都市建設課長の江本篤夫と申します。どうぞよろしく願いいたします。

委員長（渡辺良雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長 （蜂谷俊一君）

おはようございます。

続きまして、上下水道課の本日出席しています職員を紹介させていただきます。

一番左から紹介させていただきます。

施設整備係長の千坂 伸でございます。（「千坂と申します。よろしくお願いたします」の声あり）

あわせて、水道技術管理者となっております。

続きまして、経営企画係長の田中きみえでございます。（「田中です。よろしくお願いたします」の声あり）

続きまして、参事兼課長補佐の野田 実でございます。（「野田です。よろしくお願いたします」の声あり）

最後に私、上下水道課課長の蜂谷俊一です。よろしくお願いたします。

委員 長 （渡辺良雄君）

なお、副町長浅野喜高君が同席しておりますので、ご紹介いたします。

副 町 長 （浅野喜高君）

よろしくお願いたします。

委員 長 （渡辺良雄君）

説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。1 番千坂博行委員。

千坂博行委員

皆さん、おはようございます。

私のほうから都市建設課のほうに1 件、お伺いします。

説明書の93ページ、7 款3 項1 目河川愛護事業、前年度7 河川だったんですが、今回6 河川ということで、善川のほうがされていないという状況になっております。理由と、あとはその部分をどういうふうにされたのかというのをお伺いします。

委員 長 （渡辺良雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、千坂委員さんのご質問にお答えします。

河川愛護団体の7河川になったことに関してなんですが、7河川が6河川という形で、ご質問のとおり昨年までは善川地区が、この河川愛護団体のほうと一緒に加盟していただいていたという形でなりましたが、蒜袋地区なんですが、そちらのほうで直轄区域に今度編入されたということになりまして、県管理河川から直轄区域という形になりまして、その部分に関して、直轄であります北上川下流河川事務所の出張所であります鳴瀬出張所のほうで、その河川のほうの団体、一応そう対応していただいたということで、その形で、今回6河川というような形の河川数になったという形になります。以上でございます。

委員長（渡辺良雄君）

千坂博行委員。

千坂博行委員

7河川から6河川になった理由というのはお伺いしました。

あとは、気になるのが、やっぱり人数のほうは昨年度よりも若干ふえたように、1河川なくなったんですがふえたということで、大体にして減るほうが多いわけですが、今回、ふえたというのは何かしらの理由があったのか、何か秘策があったのかというのがあれば教えてください。

委員長（渡辺良雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

河川愛護団体の延べ従事者人数でございますが、昨年度よりふえてございます。それに関しては、河川の団体のいわゆる従事者人数を算定する人数がございまして、そちらのほうで人数をアップした形になってございますので、その分で人数がふえたという形になってございます。従事者人数の単価を若干上げたというような形の中で各地区へという形でございます。

委員長（渡辺良雄君）

ほかにありませんか。2番今野信一委員。

今野信一委員

私からも都市建さんに1つご質問します。

主要な施策の説明の91ページ、道路維持費、道路維持修繕工事のほうなんですけれども、そこに列挙されているというのが30年度の主なというか、工事なわけですよ。こちらのほう舗装修繕工事、側溝の修繕工事等がされておりますけれども、これは長さを全部足すと、大体3キロちょっとぐらいなんですけれども、町で管理する町道といいましょうか、そういったところは318キロでしたかね、何かそのぐらいあったと思うんですが、それを単純に割ると100年というような数字が出てきて、このようなペースで進んでいて計画どおりいっているというのか、大体このぐらいのペースでやっているのかというところをちょっとお尋ねしたいんですが、お願いします。

委員長（渡辺良雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

今野委員さんのご質問にお答えさせていただきます。

この町道の舗装修繕工事とその他の修繕工事でございますが、これにつきましては、いわゆる本格的に整備をとという形でかなりの面が傷んでいる、もしくは側溝の機能がどうしても発揮できないというような箇所について、今回ピックアップをした形で整備をしてございます。

そのほか、この維持修繕という形で工事ではないんですが、業務といった形の中で修繕を行っている、いわゆる局所的な路面補修ですとか、そういったものをあわせて維持管理のほうは行っておるといような形でございます。全面的な工事に関してはこちらの補修、修繕工事というような中で補う形で、修繕業務というような形の中で行っておるところでございます。以上です。

委員長（渡辺良雄君）

今野信一委員。

今野信一委員

今、局部打ちかえとか何とかというような、その傷んでいるところだけをかえていくような形の修繕というのがあるんですけども、それでやっていくと、物すごく道路が継ぎはぎといいましょうか、そういうような状況になっていて、いずれ舗装ということで全面やっていただけるのかなあと思ったんですが、先ほど言いましたように、今までの実績を見ると大変時間がかかってしまうのかなあとというふうに思うので、それが計画どおりいっているんだったらまだしもですけど、これは100年に1度となると、私が生きているうちにこの道路は変わんねえだろうなあとか、そういうような寿命と同じ、それ以上の年数になってしまいますので、これは少しペースを上げていただかないことにはいけないんじゃないかなあと、決算ですから予算に絡むような話になってしまうとあれなんです、そういったようなお考えといいましょうか、そこいらの変えていくというような話は出ていないんでしょうか。

委員長（渡辺良雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

今野委員さんご指摘のとおり、確かに全体の町が管理している町道の延長からしますと、これでいいのかというご指摘は確かにとおりでございます。町で管理しているいわゆる町道としての総延長が実延長で316キロほどございますので、そのうちいわゆる幹線道路といったものと、そういった補う道路という形で交通量の比較等々もございますので、一概に全部という形ではないかと思うんですが、おっしゃられるとおり、いわゆる幹線の中でもまだその整備に達していないという形で、どうしても継ぎはぎになって補修せざるを得ない道路も今のところございますので、そういったところは、こちらとしてはなるべくこの延長をふやしていけるような形はとっていききたいなあとというふうには思っております。

具体的に、じゃあ単純にこれを倍々にしていくかという形ではなかなかいかないところではあるんですが、あくまでもその路線を見ながら、あと交通量、そういった沿線の方々の使用の頻度ですね、そういったものを考えながら、なるべくこれよりはふやしていけるように今後やっていきたいというふうには考えてはございます。以上でございます。

委員長（渡辺良雄君）

今野信一委員。

今野信一委員

ありがとうございます。

余り自分の地区だからとか何とかというわけではないんですけども、都市計画税を払っておる吉岡地区、ちょっと過去どういうふうになっているのかなあと思いましたらば、中町下町線で大体平成26年から調べてみたらば、合わせて260メートルぐらいの工事が行われたのかなあと思うんだけど、5年ぐらいでその程度ということで、やはり少し何とかペースアップしていただいて一生懸命頑張っていたければなあ、そのように感じた次第でございますので、こういった意見もあるということで、もう少しここの事業というものを頑張っていたければというふうに思います。以上です。

委員長（渡辺良雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

今、例示をいただきました地区等もでございます。確かに私が来る前ですかね、そのときに中町下町線は補修が完了したという形で、その後大々的などというのはなかなかしていなかった。吉岡地区ですと、今、実際事業を行っておりますのは天皇寺地区の排水路の改修工事を防衛省の補助事業を使いながら進めておるところでございます、そちらとあわせながら、あとこれほどの地区ということではないんですが、先ほどお話ししたとおり、皆様の使用の頻度といったもの、周辺の方々の頻度ですかね、交通量、そういったものを勘案しながら、今おっしゃられたようにぜひ延ばしていきたいというふうに思っておりますので、その点で対応はできるだけしていきたいなあというふうには考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

委員長（渡辺良雄君）

ほかにありませんか。11番藤巻博史委員。

藤巻博史委員

主要な施策の成果に関するやつの94ページになりますが、住宅管理費の中で町営住宅管理状況ということで、中層耐火、これは3・4階建てだと思うんですが、140戸というふうに書いてございます。それで、お聞きしたいのは西原第一というところの一番東側の1階は、たしかずうっと入れないというようなことになっていると思います。それは多分、この140の中に勘定しているんだらうなあというふうに思うんですけれども、その中で、要するに結露とかが激しくて、そこに住んでいた方が別の部屋に移っているということで、要するにお聞きしたいのは、そういうところが、私がかかるのはその1つだけなんですけれども、そういう意味での入れないというところがほかにあるのかということと、それと同時に何年になるのかしらね、もうそこは空室というんですかね。そういう中で、いわゆるもう諦めたというか、復活させるつもりがあるのかないのか、そのお部屋をといったところをまずお聞きしたいと思います。

委員長（渡辺良雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、藤巻委員さんのご質問にお答えします。

西原第一住宅の1号棟になりますが、その1階の一番東端の部屋という形になるかと思います。こちらについては、確におっしゃられるようになりかなり結露等が発生しまして、いろんな工夫をしたものですが、なかなかその結露の払拭までには至っていないというのが今の現状でございまして、そちらのほうに関してだけ、どうしても部屋のほうは何か黒くなって、壁のほうは結露が多過ぎてというようなことがどうも発生しておると、これは今までずうっと何年となくいろんなことをしたんですが、換気をし、何をしという形でも、なかなかそこが進まなかったというところではございまして、唯一、今管理しているアパートの中で、そういった事象があるのはこの部屋だけでございまして、あとの部屋に関しましては退去なさる、もしくは引っ越しなさるとか、いろんな方のご事情があればすぐ入居の募集をというような形でかけるような形での体制はとってございまして、そういったところではございまして、どうしてもその部屋だけがいかにせんそういった形になってございまして、もう少し様子を見ながら、こちらもちよっと対応していきたいということではございますが、以上でござ

います。

委員長（渡辺良雄君）

藤巻博史委員。

藤巻博史委員

そうすると、140戸のうち1戸だけ、そういう事故物件といたらば特別な意味になるのであれですけれども、今のところはいれない。

ちょっとじゃあ確認したいんですけれども、じゃあ完全に諦めたといたらあれですけれども、ということではなく手だてはというんですかね、調査は継続されているのか、そこだけお聞きいたしたいと思います。

委員長（渡辺良雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

ご質問にお答えします。

状況に関しては、随時皆さんのお声がけをする中で、既存の方々がお住まいの中でその部屋を見には行って換気をしたりということはしてございます。ただ、今のところまだその改善が見られないということがございまして、ただそのまま放置という話にはなかなかいきませんので、そういった対応はしていきたいというふうには思っております。その中で、職員が現状を見ながらどういった形がいいかということで、今過去の職員から引き継ぎながら、その辺はいろいろ検討しておるところではございます。以上でございます。

委員長（渡辺良雄君）

ほかにありませんか。4番馬場良勝委員。

馬場良勝委員

それでは、私のほうから都市建設課に2点ほどお伺いをしたいと思います。

まず、鶴巢の子育て支援住宅、現地調査をさせていただきました。非常によくできているなあとは思ったんですが、あのときバスで我々は調査に行かせていただきました

た。フェンスがちょっと出過ぎているのかなあという感覚がちょっとありまして、回るときに大回りで、あのときはたしか左側に、下草側に行くときですね、出たということで、ちょっと1柵分長く感じたんですが、その辺はどのようにお考えかをお伺いいたします。

それから、主要な施策の92ページ、7款2項1目、バスターミナルの清掃ということで、以前、同僚議員から自販機の提案というか、そういうのがあったと思うんですけども、課内でその辺どのようにお考えかをお伺いをいたします。やはり町民の方、入り口のところのちょっと手前に自販機があつて、今回新たにスーパーさんが出られたんですけども、雪の多いときとか、すごく暑いときとか、やはりそこまで行くのがという方も、お声もお伺いしております。その辺どのようにお考えかお伺いいたします。

委員長（渡辺良雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、馬場委員さんの2点のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の子育て支援住宅の町道大崎三ノ関線との西側の接続の件になると思います。そちらに関して、確かにフェンスは道路側面にずうっと、西側の農地もございまして、あそこがちょうど切り立っていたL型擁壁の際という形になりますので、落下防止も含めてという形でフェンスを設置させていただいたところがございます。その際のところに対して畦畔の並びですね、道路の接続よりはちょっと手前にはなるんですけども、ただ大きい車とかそういったものになりますと、どうしても抵抗感が出るというところがございますが、あくまでも落下防止の観点で、そのまま農地の際のところまで設置をさせていただいたというところがございます。

あと、もう一点につきましては、バスターミナルの待合所についてでございます。それに関しては実質要望等々もございませんが、あとバスターミナルは待合所でもございますが、あそこに関しては道路区域という、また別な道路法上の制限というか網がかかってございまして、その中でのものがございますので、その中で待合所のサービスのなものとして、その施設がというところに運用ができるかというところがございますが、いろんな法解釈も広くはなってきたてございますが、どうしてもそういったところ、待合所の中というところで、それがいいのかというところもございまして、

あと自販機を置きたいというようなお声も今のところこちらには来ていなかったところもございましたので、今のところこちらで積極的にという話もないというような形の中で、その法的なところと一緒にちょっと考えていかなければいけないなというふうには考えてございます。以上でございます。

委員長（渡辺良雄君）

ほかにありませんか。14番高平聡雄委員。

高平聡雄委員

91ページの道路維持費についてお尋ねをします。

この項目の一番下のほうなんですけど、側溝修繕工事等々、昨年の実績が上がっているんですけど、例えばわかりやすい例でいうと4年前の関東・東北豪雨があった際に、例えばそこの高田に向かう道路が、根こそぎ道路が越流して、道路を含めて側溝なんかも全部持っていかれたというような、残った部分についても、多分その側溝なんかには流出した土砂なんかが相当のみ込まれたんじゃないかなあとと思うんですけど、ここでいう側溝を直すというようなところに至らない、要するに土砂の堆積だとか、そういうものについては、通常どのような予算の使い方をされているのか。あるいは、維持管理の中では、例えば大きなのり面だとかじゃなくて、通常の町道の両側ののり面の維持管理というののあり方に、どれぐらいの昨年は予算を使ったのか例を挙げて示していただきたい。

それで、先ほど例に挙げた4年前の大災害があって、ほぼその復旧は進んでいるのかどうかね。昨年、例えばそれに関するような事業が何かあったのかどうか、その点もあわせてお尋ねをしたいと思います。

委員長（渡辺良雄君）

確認します。4年前の9・11の復旧ですね。

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、高平委員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の道路の維持修繕に関してでございます。こちらの修繕工事のほかにという形で上がってこないというところにございましては、この主要な施策の説明書

の91ページの上段にあります道路管理業務というところ、道路維持管理業務の一番下段になりますが、清掃と土砂撤去業務というようなもので路面の土砂の撤去、もしくはそういったところで、これは機械等々でやった施設が主になります。

そのほかですと、この維持管理費でございますが、いわゆる賃金という7節でやっておりますが、そちらに先ほどおっしゃられた側溝がある程度たまって流れが阻害されているというような形の箇所については、地区の区長さん等々を通じて土砂撤去をしていただいたということでの、いわゆる賃金での支払いというようなことも実際行っておりますので、そういったところと合わせまして、あとそれから路面の草刈りとかそういったものに関しては、いわゆる山間部といったところに同様の草刈りという形で、行政区さんに対しまして除草の賃金という形でそれらも支出させていただきながら、実質17行政区のほうにお願いしたような形で、路線数で約40路線ほどという形で除草と草刈りもお願いをしておるといって形になってございます。

あと、もう一点のほうですが、9・11の災害につきましては全て完了してございましてという形になってございまして、その後発生した災害につきましても、全て完了という形で行ってございましてよろしく申し上げます。

委員長（渡辺良雄君）

高平聡雄委員。

高平聡雄委員

ありがとうございます。

例えば今お話のあった委託が受けられる行政区というんですか、そういったものがあるところは、今言ったボランティアでやっている地域も含めて管理をお手伝いしていると、自分たちの環境の維持に努めているということも含めてあるんだろうと思うんですが、そういう団体が無いエリア、例で挙げれば吉岡東部流通団地ですか、ですからその民間人がふだんは住んでいる方がいないというようなエリアだとか、今言ったのは一つの例で、なかなかその行政区としては受けられないような地域って多分あるんだろうというふうに思うんですよ。そういったところに対する考え方を今までは問題点として見ていたことがあるのかどうか。

あわせて、先ほど例に挙げた吉岡東地区については、9・11の災害時に大きくこの後ろの川が流れていって浸水したエリアです。当然、土砂等も相当流れたんだろうと思います。その影響も多くあって、側溝内には相当の厚みで土砂が堆積しています。

そういうものについて、どう処理していくかというのは検討しなきゃならないだろうふうに思いますし、一気にできるものなのかどうかということも含めて、あわせて、先ほど課長が申されたように、今後の維持については、仮に今回は行政が主体的に状況を改善するにしても、その際には、以降の維持管理についてはどういう形かでそのエリアを管理していただけるような組織づくりを検討する必要があるのではないかと、そういったエリアをもう一回あぶり出す必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

委員長（渡辺良雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それではお答えします。

吉岡東地区等々についての住宅地ですね、それ以外もあるんですが、先ほどお答えした中で、1点ちょっと漏れていた部分がございます、その中に町道の維持管理業務というような形で町と公社さんともお願いしてまして、それは平日毎日ですね、道路パトロールをしていただきながら、そういった箇所についての維持補修もあわせて行っていただいております。ですので、先ほどおっしゃられたそういった地区に関しては、地区からご要望いただいた箇所等々について全部ではないんですが、そういった形で側溝の土砂払い、それから路面の補修、そういったものもあわせて行っていただいている形にはなっておりますので、ただ規模等については大変申しわけありません、ご指摘いただいた内容について、まだこちらでもちょっと現場のほう把握していなかった部分がございますので、そこは確認していきたいと思うんですが。

そのほか、あとそれ以外のいわゆる除草と、そういったボランティア等々ができる行政区とそうでないところというような形のものになりますが、そういったものに関しては、区長さんを通じながらその辺のお話し合いをするということにはなるんだと思うんですが、具体的にやれますかやれませんかという話ではなかなかないと思いますので、ご要望いただいた中で、規模もございまして、どうしても大きい側溝であれば皆さんでという形でもなかなかそこはできないという形になりますので、そういったやれる範囲とそうでないところというものいろいろございまして、そこは状況を見つつ、また今後課内でも検討はしていきたいなあというふうには考えております。

以上でございます。

委員長（渡辺良雄君）

高平聡雄委員。

高平聡雄委員

先ほど例に挙げた場所で、そういう印象を強く受けたのも一つの事象で、利用されていないごみステーションが、使用できませんという看板とともにネットで囲ってあるという形が見受けられたんです。そこにある看板というのは、もう相当古い、行政区の区長さんのお名前も書いてありますが、もうそれも既に違う方のお名前で、言ってみればそこに放置されているという状況が続いております。ですから、そういう印象からして、どうも目が届いていないのではないかという一例として今示させていただきましたので、いずれ先ほど言ったように、前者も申されたように、計画を進めることにいろいろな困難な事象はあると思いますが、先ほどの前段で申し上げた災害時に、そういうところまで点検を目くばせすれば、そういった時期に一気にハードの整備だけじゃなくて、そういった土砂撤去まで災害復旧という中に入れられたのではないかというようなことまで考えてしまいますので、目くばせをより深くしていただきたいということを申し上げます。

委員長（渡辺良雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

そのとおり我々も道路という形で、どうしても災害が起きますと、いわゆる路面の通行を優先というような形になって、その中で安全の確保という形になりますというのが最初の段階かと思えます。その後に、そういった行政区長さんといった方々を通じながら、お困りの点等々についてお声がけをいただくというのが今までという形になるかと思えますので、その辺のつながりをもう少し重視しながら、また我々、そういうものがあいた後、側溝を上げなくてもますを見れば大体その辺の状態がわかるというふうには認識してございますので、そういったところもちょっと今後目を光らせていって、なるべくそういったところを少なくできるようにやっていきたいなあというふうには考えてございます。以上です。

委員長（渡辺良雄君）

ほかにありませんか。3番犬飼克子委員。

犬飼克子委員

先ほどの高平委員に関連するんですけども、道路の側溝の土砂撤去事業なんですけれども、私も3年前にちょっと地域の方からの要望で、土砂撤去していただきたいという要望をさせていただいたんですけども、20年前には、その地域で皆さんで一斉清掃みたいにやったんですけども、最近はまだ区長さんもかわってそういうのもしていないんだと、ふたをかけてしまったので、ふたがくっついてあかないと言うんですね。そのふたをあけてもらえば、みんなで例えば一斉清掃のときにもできるんですけどもなあとこの要望もあったので、この辺はちょっとどういうふうに町でも考えているかお聞きします。

委員長（渡辺良雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、犬飼委員さんのご質問にお答えします。

確かに、昔は地区一斉にというようなことが意外に多かったかと思います。今現在ですと、確かに整備もし、あとおっしゃられるように側溝が今まではふたがなく、もしくは路側工とかそういったものであった場合には皆さんでといってスコップ片手にとすることは意外とあったかもしれないんですが、現状は整備をしたいわゆる逆になってしまったのか、ふたまでかけて、それがある程度定期的にあけないと、どうしても砂が目詰まりを起こすような形であけづらくなるといった中で、なかなか目が届かなくなってしまうという先ほどの高平委員さんからもおっしゃられたようなところにどうしても行ってしまうと。

今、地区の方からはあけていただければ清掃したいというお声があるというふうなことです。その点に関して地区の皆様でそういった総意があつて、あと区長さんもそういった形でということであれば、その箇所等々を教えていただきながら、町のほうでそういった対応が可能かどうかもご協議させていただければなあとこのふうには考えてございますので、地区の方々にそういったお声がけいただくのは大変ありが

たいことですので、その辺で調整させていただければなあというふうには考えてございます。以上です。

委員長（渡辺良雄君）

犬飼克子委員。

犬飼克子委員

区長さんからの要望で、17行政区に賃金を払っているという先ほどの答弁だったかと思うんですけれども、もし17行政区をちょっと教えていただければ。

委員長（渡辺良雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

先ほど申しましたその行政区に関しましては除草を主にお願いしておる形で、土砂とはまた違うわけではございますが、まずいわゆる山間部とか、そういったところに町道があってというようなところで、そういったところが主にあるような行政区の方等々に、それから街場で除草帯とか、植樹帯とか、そういったところを剪定いただいているといった形になりますが、地区名ですと、まず宮床山田地区、それから新小路地区、難波地区、中野地区、荒井地区、前河原地区、石倉地区、それから吉田地区ですと高田地区、金取南地区、金取北地区、それから反町上地区、あと旧三畑地区になりますが、そちらの沢渡地区のほうにお願いして、あとそれから蒜袋地区、大崎地区、小鶴沢地区、あとそれと吉岡になりますが、植樹帯のほうで南1丁目地区と南2丁目地区のほうに、いわゆる除草としてのそういった作業をお願いしておるという形になっています。以上でございます。

委員長（渡辺良雄君）

ほかにありませんか。17番中川久男委員。

中川久男委員

説明資料94ページ、前者藤巻さんも申したとおり、この住宅管理費、大変ご苦労さんでございます。西原の第二Aの5、そして西原第三Bの11、12と大変ご苦労さ

んでございました。

そんな関係上、毎年のことなんですけれども、現在木造の入居数が27というような形で説明資料がありますが、この辺の安全性を考えて、町でこれまで取り組んできたそのものの成果なあと考えております。ただ、残りの住宅の入居の方々の内容的なもの、逆に町でご苦労なされながらお進めはしていると思いますが、その辺の流れはいかがなものだったのかなあと、二団地、三団地、現在入居している方々の動きですね、これは決算書ですから成果に対しては大変ご苦労さんでございます。逆に今、住んでも危険な木造住宅ですから、その辺、入居者のご意見等などがあるのであれば、皆さんにお聞かせをしていただきたいなあとというふうに住みます。

また、さっきから1号棟のアパート、藤巻委員さんが言った、やはりそういう環境の中、一生懸命風の環境をよくしながら、クロスがにじみ出るといふのであれば、そういったもののクロスがあるんでないのかなあと、そしてそういう状況を踏まえて町の特別というような形じゃなく、その状況を把握した中で住んでいただいて風通しをよくすれば、幾らかは違うのでないかなあと、現状を説明して、基本の料金でなく半分でもいいから住まいとその検査をしながら協力を得て、一人でもそういう方に協力ができる住宅だと思いますから、ぜひその辺のお考えはどうだったのかなあとというふうにお聞きをしておきます。

委員長（渡辺良雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、中川委員さんのご質問にお答えします。

まず1点目の、いわゆる木造住宅に関しましては、町のほうでも今お住まいの方々に対しては、いわゆる特定入居というような形の中で、できるだけ今の既存の木造の住宅では誰が見てもというか、なかなか大変な状態になってございますので、町のほうでもできるだけ中層アパートのほうに移っていただきたいということで話をしまして、昨年度につきましては1件、特定入居があった形にはなってございます。そのほかは、大変まずかったんですけれども、焼失したとか、そういったこともありながらということではあったわけなんですけど、そういう形で町のほうとしては職員初め、今の入居の方々に対してそういった形でできるだけそちらのほうに、もしくはそれで高いのであれば、民間のほうでも安いところという形でできるだけお願いしたいなあと

ということで話はしているものの、いかんせん金額的なものがどうしても一番になってくるかと思うんですが、今の木造住宅の入居費と、いわゆる中層アパートにしる民間にしるという形でかなりの差がございますので、そういったところでの入居者のご意向もあるというようなところもございます。

あと、補修等々のご意見につきましては、確かに雨漏りとかそういったところでのということは多少はあるんですけれども、いわゆる躯体がどうのこうのとかということでの要望にまでは、まだまだなかなか行っていないところではございまして、本格的なところでは町のほうでもなかなか補修までは、そこまではちょっと難しいという話はしていますので、あくまでも急場修繕というような形の中で対応はしていかなければならないという形ではあるんですが、そういった中では既存の方々に対してからは大きい要望というのは、なかなかそこまでは今ところはない状態です。

あと、もう一点の西原第一住宅の1号棟につきましては、おっしゃるとおりいろんな素材ですね、そういったものも考慮しながらということでは考えてはおって、今までいろんなことを試した経緯もございました。なかなかその辺がうまく続かなかったというような形で、今までですと天井のほうに防湿タイプのクロスですね、そういったものを張って、もしくは二重サッシにしてというような形で内装を多少やったという形で、あと、もともと和室等については畳だったものをフローリングにしてというような中でもいろんな工夫はしてございました。ただ、どうしても今のような現状に至っているというような状態ですので、その辺はもう少し改善を図るために考えていかなきゃいけないなあというふうにはございます。

あと、もう一点の、そういった施設でするので家賃の軽減というような形もご質問いただいたわけなんです、そちらの件に関しては、公営住宅法のほうのいろんなそういったこともございますので、建物の度合いによってのというのはまたちょっと、いわゆるあの建物全室からしますと、全ていわゆる広さ等々については同じになりますので、そこでそこだけ下げるというような形のもののなかなか根拠づけという形が難しいかなあというところもございますので、その辺はこういったご意見もいただきましたが、可能性としてはちょっと探って研究してみたいなあとは思いますが、そういった法の縛りもございますのでご理解いただければなあというように思います。以上でございます。

委員長（渡辺良雄君）

中川久男委員。

中川久男委員

ありがとうございます。

木造住宅のほうは、やはり入居するときにはあの建物そのものなんですけれども、附属の建物があったり、あとテラスを出してどうのと、やっぱりそういうものの指導を絡めながら、やっぱりいい場所に移っていただきたい。だから、結局は継ぎ足して木造に、それが長く入っているものですから我が家と同じだろうとは思いますが、やっぱりその辺も今西原の第一住宅、アパートの関連があると、そういう住宅法のいろいろな規制があるというような中で、やっぱり原点に戻れば、自分たちが入った一軒家であろうと、一間であろうと、それが現状の単価でないのかなあと、ぜひともその辺も絡めて、来年度はそういう指導も兼ねたものをお願いしておきたいなあというふうに思います。

あと、もう一点は、先ほど前者も申したとおり側溝の修繕ですね。やはりある地区、ある地区で造成がされております。そんな中で、側溝にふたをかけてちゃんと造成したものの既存の古い水路とバランスが全然合わないんですね。そんな関係上、やはりそういうものを見分けた側溝の指導もあっていいのでないのかなあと、高さが3カ所でドッキングすると、3カ所がみんな違うんですよね。そうすると流れるものも、あるところにひっかかる、あるところにひっかかる、流れが悪いと、ぜひそういう中で皆さんが言っている側溝の泥の撤去なり、地区でお願いできるものであればそれは協力もするんだけど、いろいろのふたの構造なり、ふたのないところなりありますから、やっぱりその路線であれば、その環境に合った整備も町でつけ加えて修理すべきでないかなあと、このように思いますがいかがでしたか。

委員長（渡辺良雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それではお答えさせていただきます。

まず、1点の木造住宅でございます。

おっしゃられるとおり、確かにもともとの原形プラスアルファというようなものがちょっとあったりということで、そういったことを長年の中でそういった形になってしまったというところがございますので、それも含めて我々としても、いろいろ話し

合いをしながら、できるだけ中層に移っていただくような形のもの。それから、撤去とまではいかないまでも、それ以上にならないような形で、できるだけそういった話をしていきたいなあというふうに思います。

あと、西原第一の結露箇所につきましては、同様にいろんな工夫をしてくれていますが、そこで終わりという形ではなかなかないものですから、その辺は今後も検討していきたいと思いますし、家賃の低減に関しましては上位機関等もごさいますが、相談はしますが、可能性としては研究させていただきながら、なかなかそのご意向に沿えるかどうかはちょっと何とも、検討は行いますけどそういった形でやっていきたいと思います。

あと、3点目になります。いわゆる既存の道路側溝と新たな団地造成に向けた接続点の高低差というような形のものを、排水面としては合っているという形になるかどうかと思うんですが、いわゆる路面のところに出た中で既存の高さと合わないというようなことが出てきているということかと思しますので、その辺は我々も指導というか、そういった形でご相談いただいたところではいろんな話はするんですが、そういったところをなお着眼点として見ながらやっていきたいなあというふうには思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

委員長（渡辺良雄君）

ほかにありませんか。6番門間浩宇委員。

門間浩宇委員

始まってから1時間まで、間もなく50分、1時間目でもう少しですね、質問をさせていただきます。

私のほうから1点なんですが、橋梁維持管理事業、主な施策のやつで93ページ、ここで橋梁補修工事ということで宮前橋81万ですか、そんなことでなっているんですが、数年前から各地域ごとに管理されている橋もあるとは思いますが、通るたびに欄干とか、そういったものも補修工事をというふうな話も大分出ているわけですが、業務委託の部分で、震災後だとは思いますが、橋梁点検業務というふうな部分で耐震化がなされているかどうかというふうな部分で、一生懸命点検はされているようですが、それもあわせて補修、保全という部分を町としてどういうふうな形で、あるいは要望のある、例えばさびだらけの欄干とかそういったものの部分の補修も含めて、どういうふうにご考慮されるのか。結果として今のところ、正直言って1年に1橋ぐらい

やっているのかなあ程度の形でしか見えていないものですから、ちょっと考え方としてどういうふうになっているのか、ちょっとその辺のところをお聞きしたいというふうに思います。

委員長（渡辺良雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、門間委員さんのご質問にお答えします。

まず橋梁維持修繕に関しまして、宮前橋につきましては河川管理者のほうからご指摘いただきまして、桁と下部工の間のところで、たしか破損部分がちょっとあるということで表面の断面修復等を行ったということで、その分が計上してございます。

そのほかにつきましては、今現在、国交省の補助事業でもって長寿命化ということで橋梁の点検を今現在行ってございまして、5年目というような形になります。今、具体的に補修の箇所はということで、悟溪寺橋のほうの補修のいわゆる設計という形で今年度実施を行ってございます。それ以外のものに関してという形になりますと、今具体的な作業というものは今のところこちらではおりませんが、点検結果はございますので、その中で、今ご指摘いただいたような補修の設計までしなくてもいいものもあるだろうというところもあるんですが、ただ今おっしゃられた欄干と言われる高欄の補修となりますと、それなりの強度を持った補修の仕方、そういったものもいろいろ検討しなきゃいけないところも出てきますので、一概に今のまま、はい、すぐかえるという形にはなかなかいきませんので、そこは補助事業を使いながらとか、そういったものを検討しながらちょっといろいろ工夫はしていきたいなあというふうには考えてございます。それ以外の小破修繕と言われるような形のものに関しては、道路の維持の中で対応していきたいなあというふうには考えてございます。以上でございます。

委員長（渡辺良雄君）

門間浩宇委員。

門間浩宇委員

橋の補修、あるいはたかが欄干のペンキ塗りだろうというふうに思うところもある

んですが、それをやるにしても足場とか、そういったことで足場のかけかえとかが設置、撤去だけでも恐らく数百万の金額がかかるのは私も存じ上げております。

ただ、やっぱりあわせて、この点検業務の結果であわせて補修工事、さらには上の部分の欄干の部分とか、そういったものも一緒にやっていくよという方向が見えるのであれば、少し期間的にも我慢もするとは思うんですけども、通るたびに、例えば吉田とかその辺のところも常任委員会で視察をし、何橋か見させていただいたけれども、結構ひどい状態な部分のところありますし、そこを何年もずうっと放ったらかしにしておくのかというふうな疑問点もあるわけですね。ですから、その辺のところも見える化というか、何年か計画を立てていただいて、こういったものもやっていきます、この橋に関しては補強工事と一緒にやりますとか、その辺のところも形として、計画として見せてほしいなあというふうな思いなんです。その辺のところのお考えをぜひ町として、あるいは都市建設課として、どういうふうにお考えになられているのかお聞きをしたいと思います。

委員長（渡辺良雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それではお答えします。

橋梁点検に関しましては、追加の橋梁も含めまして、今年度でおおよその点検の姿は見えてくるという形になります。その中で、いわゆる補修計画と言われるものまではなかなかちょっと難しい、その辺は検討しなきゃいけないかと思いますが、ある程度橋梁のこういった状況かというのは、それは姿は見えてくる形になりますので、その中でどうしても橋長の長い橋梁になりますと、やる場合に関しても費用は莫大になるというような形もございますので、そういったこともあわせながら、その辺の補修については補助事業を使いながらとか、そういったことも考えつつやっていくことにはなりますが、具体的に、何年に幾らというような計画まではなかなかちょっと難しいかと思いますが、点検の全容についてはこちらでも整理はしていきたいというふうには考えてございますのでお願いします。

委員長（渡辺良雄君）

門間浩宇委員。

門間浩宇委員

結構な金額になるのは存じ上げております。それも含めて、ぜひ机の上の計画の段階でも結構ですから、こういった形でやっておりますというふうな部分を見せていただきたいと思います。そこのところをご期待申し上げ、質問は終わります。答弁はいいです。

委員長（渡辺良雄君）

ほかにありませんか。4番馬場良勝委員。

馬場良勝委員

手短に1点だけお伺いをします。

主要な施策の118ページ、道路橋梁災害復旧費、基本的に災害復旧というのは国から補助が入った場合、もとに戻すというだけかと思えます。震災以降、そこにもう少し手を加えてもいいですよというふうに少し緩やかになったというか、要は弱いところが攻められるので、毎年毎年災害で同じところをやられるのではちょっとおかしいのでということで、町で単費を入れてやったところとかはございますか。

委員長（渡辺良雄君）

お伺いをします。

引き続き質問のある方はいらっしゃいますか。

「なし」と呼ぶ者あり

それでは答弁を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、馬場委員さんのご質問にお答えします。

災害と関連事業ではないんですが、そういった形で上下流を見たときに、ここも一緒に直したほうがというような形は、ちょうどこの事業ですと山田川になりますが、準用河川山田川でございまして、ちょうど中間点といいますか、上流端のところ農道に橋渡しをする橋がございました。そういったところが、その河川、多少ちょっと形がゆがんでいるという形になりましたので、あわせて河川の通りも含めて、そこはいわゆる入れかえというか、補修は合わせて工事をしたということではございますが、

そのほかというのはなかなかなくて、そこだけ。あと、もう一点あるとすれば、上下流のすりつけの部分に合わせて長目にとって補修をしたというような形での部分はございますが、それ以外に同様の部分で長くというような形のところまではやってはいなかったです。以上です。

委員長（渡辺良雄君）

馬場良勝委員。

馬場良勝委員

震災以降、弾力的に運営できるようになっていると思いますので、その辺、同じようなところが毎年毎年やられる可能性もありますから、その辺は考えながら今後検討していただきたいと思います。終わります。答弁は結構です。

委員長（渡辺良雄君）

ほかにありませんね。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで都市建設課、上下水道課所管の決算については質疑を終わります。

現在、11時2分です。本日の日程では税務課、会計課、議会事務局は午後の予定となっています。

そこで、お諮りをいたします。

休憩の後、日程を繰り上げ、審議を続けてよろしいでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

繰り上げて審議することに決しました。

暫時休憩をいたします。

再開は11時20分からといたします。

午前11時02分 休憩

午前11時19分 再開

委員長（渡辺良雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

審査の対象は、税務課、会計課、議会事務局です。

ここで課長より出席職員の紹介をお願いします。

税務課長千葉喜一君。

税務課長（千葉喜一君）

それでは、本日出席しております税務課職員をご紹介します。

私の隣が徴収対策室長の遠藤眞起子でございます。（「遠藤です。よろしくどうぞ
お願いいたします」の声あり）

その隣が、課長補佐兼住民税係長の丹野俊宏でございます。（「丹野です。よろし
くお願いいたします」の声あり）

隣になります。徴収対策室長補佐兼徴収対策係長の阿部友紀でございます。（「阿
部です。よろしくお願いいたします」の声あり）

後列になります。固定資産税係長の鈴木貴宏でございます。（「鈴木です。よろし
くお願いいたします」の声あり）

主幹の佐藤真之でございます。（「佐藤です。よろしくお願いいたします」の声あ
り）

私、税務課長の千葉喜一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（渡辺良雄君）

会計管理者兼会計課長三浦伸博君。

会計管理者兼会計課長（三浦伸博君）

それでは、会計課の出席職員をご紹介します。

私の右手でございます。会計係長の大友葉月でございます。（「大友です。よろし
くお願いいたします」の声あり）

私、会計管理者兼会計課長の三浦伸博です。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長（渡辺良雄君）

引き続き、副町長が同席しております。

副町長（浅野喜高君）

よろしく申し上げます。

委員長（渡辺良雄君）

なお、議会事務局職員の紹介については省略をさせていただきます。

説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。1番千坂博行委員。

千坂博行委員

それでは、私のほうから1問、税務課のほうにお伺いします。

説明書の44ページ、2款2項2目の口座振替及びコンビニ、クレジット収納の普及推進ということですが、コンビニ収納、クレジット収納、私も使ったことがあるんですが、かなり便利だなあと思っています。その辺、今回利用率16.74、クレジットが0.4%というふうになっております。税務課のほうでは、どのようにこの数字を捉えているのかということをお伺いします。

委員長（渡辺良雄君）

税務課長千葉喜一君。

税務課長（千葉喜一君）

それでは、千坂博行委員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

主要な成果に関する説明書の44ページに、平成30年度から導入いたしましたコンビニ及びクレジット収納の利用件数、利用率を掲載させていただいたところでございます。その成果ということでございますけれども、我々納税者といろいろな折衝をさせていただいていたときに、なかなか仕事の時間帯で金融機関に納めに行くことができないという納税者もいらっしゃいまして、それが平成30年度からのコンビニの収納が開始されたことによりまして、そういった納税の機会がコンビニであれば全国24時間対応できるということで、件数の実績につきましては、こちらに掲載させていただいておりますけれども、コンビニで実際収納された税額は、税と介護保険料、後期高齢者医療保険料、合わせて大体2億7,300万ほどのコンビニでの収納額となっております。クレジット収納につきましては、861万7,000円相当のクレジット収納での納付額となっております。

それらに伴いまして、税務課の窓口はもちろんでございますけれども、杜の丘出

出張所で取り扱う件数も、前年と比較いたしますと、税務課の窓口では前年度と比較しますと件数で935件、税額で1,671万7,000円、杜の丘の出張所では取り扱い件数で1,951件、税額にしますと3,216万2,000円、前年度と比較しますと取り扱い額が減少したということで、そういったコンビニ、クレジット収納を導入したことによりまして、税務課の現金での取り扱いの事務の軽減、そういったものが図られまして、納税者との丁寧な相談業務であったり、あとはどうしても税金のおくれている方々の財産調査等の時間にそれらの時間を充てることができたということで、税務課とすれば大変有意義な制度であったと思っておりますのでございます。

クレジット収納につきましても、やっぱりどうしても我々の業務は、今現在の収入状況じゃなくて前年度の収入に対して翌年度課税なものですから、なかなかその仕事をやめて町から通知された税額、納税通知の額を納められない方については、このクレジット収納が始まったことによってわざわざ金融機関に出向かなくてもいいし、あとは税額に満たらなければその利用者がクレジットを利用して、そちらに何回かに分けて返していくというようなことで、そういった部分でも納税者との折衝について、我々相談がしやすくなったというような形で捉えておるところでございますので、今後も31年度の納税通知の発送の際にも、こういったコンビニ、クレジットの周知についても啓発を図ったところでございますけれども、今後もこういった形でコンビニ、クレジットの収納の普及については努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長（渡辺良雄君）

千坂博行委員。

千坂博行委員

税務課のほうでも有意義な制度だったというところではよかったと思います。私も初め使ったんですが、ものの5分ぐらいですぐ手続できるんですね。すごい簡単で、ちょっと私もぎりぎり7月だったかな、本当にぎりぎりの日に、仕事で遅くて夜の10時ぐらいに完了できましたのですごく助かりました。おくれなくできたというのもすごく助かりますし、やっぱり共働き世代なんかは、すごく有意義な制度だったと思いますので、0.4%というこの利用率なんですけど、もっともっと普及して、一回使ってもらえればすごい便利だなあというふうに思うと思いますので、その辺の普及啓発のほうをこれからも頑張っていきたいなあと思います。以上です。

委員 長 （渡辺良雄君）

ほかにありませんか。3番犬飼克子委員。

犬飼克子委員

議会事務局に1点、お聞きをしたいと思います。

年間、この議場のエアコン代とか電気代とか、この照明代とかというのは出ていたりするんですか。

委員 長 （渡辺良雄君）

議会事務局長浅野義則君。

議会事務局長 （浅野義則君）

それでは、犬飼克子委員さんのご質問にお答えさせていただきます。大変高いところからご答弁、お許してください。

議場と、あとそれから庁舎内の管理につきましては財政課が所管ということでございまして、こちら議会事務局のほうでは、その辺まではちょっと把握はしておりませんので、後ほど財政課のほうにお聞きしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

委員 長 （渡辺良雄君）

犬飼克子委員。

犬飼克子委員

済みません、ちょっとじゃあ金銭面じゃなく別な方向から済みません。

今、千葉のほうで災害がありまして、やっぱり電気がすごく貴重だなあというのが本当に皆さん感じていると思うんですけれども、例えばこの休憩中とか、エアコンはとめられないと思うんですけれども、電気を節電するとか、そういうのはどういうふうにお考えかお聞きしたいと思います。

委員 長 （渡辺良雄君）

議会事務局長浅野義則君。

議会事務局長（浅野義則君）

犬飼委員さんのご質問でございます。

確かにそういった節電と申しますか、電気料にもかかってくることでございますので、小まめに電気を消すなり、そういったことで節電には努めてはいきたいとは考えておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

どうしても気づかない点がございましたら、議員さん皆さんのほうからもご指摘をいただければ、そういったことで節電に努めていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

委員長（渡辺良雄君）

犬飼克子委員。

犬飼克子委員

実は、消してあげようと思つたんですけど、スイッチがどこにあるかわからなくて、この辺を見たんですけど、事務局で消すんですね、そうなんですね。

じゃあ節電のほうお互いに努めていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

委員長（渡辺良雄君）

ほかにありませんか。4番馬場良勝委員。

馬場良勝委員

それでは、私のほうから税務課、会計課、事務局のほうにお伺いをいたします。

まず会計課からお伺いをいたします。

決算書の中の2款1項4目13節委託料、警備輸送業務ですね、295万でございます。それと絡めてなんですが、現在、下の窓口で30年度に現金で支払われた金額がわかればお教えを願ひたいと思ひます。

それから、税務課にお伺いをいたします。

主要な施策の20ページ、償却資産の中で船舶で、前年度少額だったんですが、今年度1,184万7,000円ございました。これは何かをお教えいただければと思ひます。

それから、同じく税務課でも窓口で取り扱った現金、30年度分でどのぐらいあつた

かお伺いをしたいと思います。

それから、議会事務局に1点お伺いをいたします。

議会中の放映、現在庁内に限られてございます。まほろばホールや南部コミセン、そちらのほうでこの中継をするような議論があったかどうかをお伺いしたいと思います。以上です。

委員長（渡辺良雄君）

会計管理者兼会計課長三浦伸博君。

会計管理者兼会計課長（三浦伸博君）

それでは、ただいまの馬場委員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

窓口での現金の金額といった部分でございます。窓口の部分におきましては、口座振替並びに納付書での納付、あと資金前渡等によります窓口払い等を行っておるところでございます。口座振替につきましては、毎週木曜日ということでお支払いのほうをさせていただいておりますところでございますし、また月末につきましても口座振替を行っておるところでございます。納付書並びに窓口での受け払いにつきましては、その都度ということになるところでございます。それで、月に5回、口座振替を行わせてもらっておるところでございます。金額につきましては集計はとっておるんですけども、本日ここにちょっと資料が持ってきておりませんので、後ほど金額についてはお話のほうをさせていただければと思っております。以上でございます。

委員長（渡辺良雄君）

税務課長千葉喜一君。

税務課長（千葉喜一君）

それでは、馬場委員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、償却資産の船舶でございます。

償却資産につきましては、個人、法人が所有する機械設備等構築物の資産を申告していただくことになるわけではございますけれども、この船舶につきましては、測量会社の法人さんがため池だとかそういう部分で、その測量の調査を必要とするための測量船が30年度については新たに購入したという申告がなされたものでございます。

もう一点が、税務課での現金での取り扱い額でございます。

税務課では、先ほどご説明させていただきました税金の収納と、あと窓口関係の諸証明の手数料でございます。税金の取り扱い額につきましては、30年度で3,386万5,117円が現金で税務課の窓口で収納した額となります。各種証明の手数料につきましては、190万570円が証明手数料として税務課で取り扱った額となりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

委員長（渡辺良雄君）

会計管理者兼会計課長三浦伸博君。

会計管理者兼会計課長（三浦伸博君）

済みませんでした。資料がありましたので、申しわけございませんでした。

口座振替の部分の金額でございます。平成30年度におきまして、75億2,543万9,008円を口座振込させていただいておるところでございます。済みませんでした、以上でございます。

委員長（渡辺良雄君）

議会事務局長浅野義則君。

議会事務局長（浅野義則君）

それでは、馬場良勝委員さんのご質問にお答えさせていただきます。

庁舎以外の議会中継についてのご質問でございます。

現在、議場、それから庁舎1階ロビーと事務室等に中継しておりますが、これは全てアナログ回線となっております。他施設のほうに中継ということもございますけれども、これにつきましてはシステムの改修が必要になってきます。技術的には費用はかかりますけれども、可能かとは思いますが、ですが議会中継になりますと、それをどうするかということにつきましては、インターネット中継を含めまして議会活性化調査特別委員会のほうで調査・研究をしていただく必要があるかと考えております。以前は、そういったことで協議はしているとお聞きはしておりましたが、通年議会、それからタブレット導入といったことを今までの経過もございまして、今後そういったことで検討をしていただくということになると思っておりますので、その辺はよろしく願いしたいと思います。以上でございます。

委員長（渡辺良雄君）

馬場良勝委員。

馬場良勝委員

ありがとうございました。

まず税務課、会計課、同じことをお伺いするのでお聞きいただければと思います。

現在、要はキャッシュレスでカードでピッとやって支払うということがコンビニでもどこでもできるようになってございます。本庁の庁舎でもそのようにできるようになれば、今クレジットと連動しているカードもございますので、携帯でピッとやる方もいらっしゃるかもしれません。そういう部分では、今後そういうところも考えていかなければいけないのかなあとも思いますし、要はそれで取り扱う現金が、その場で支払う現金がそこで払わなくても後々払うという形にもなると思いますので、今後、研究、検討されるお考えがあればお伺いをしたいと思います。

なお、輸送費についても金額が減っていけば、ある程度そこも減っていくのかなあという考えもございますし、その辺について会計管理者及び税務課長にお伺いをしたいと思います。

議会事務局については了解しました。

委員長（渡辺良雄君）

会計管理者兼会計課長三浦伸博君。

会計管理者兼会計課長（三浦伸博君）

それでは、馬場委員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

キャッシュレスが、今後考える必要があるのではないかとということでございます。一部クレジットカードによりますキャッシュレスについては実施をさせてもらっておるところでございますし、今この時代の流れ、来年の東京オリンピックに向けても国のほうでもキャッシュレス化を進めるということで、当然、時代の流れなのかなあというふうに会計課のほうでは認識をしておりますし、今後、税務課のほうと話し合いをしながら、その方向に行ければなあというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

委員長（渡辺良雄君）

税務課長千葉喜一君。

税務課長（千葉喜一君）

それでは、税務課のほうからお答えをさせていただきます。

馬場委員さんのご質問は、本庁での取り扱いに関する部分ということでございますので、先ほど本庁でのキャッシュレス化については会計管理者からご説明していただいたとおり、今後協議をしていくことにはなるわけではございますけれども、先ほど千坂博行委員さんのほうでもご回答させていただきました。納税者が現金を持ち歩かないで納められる方法ということで、30年度からコンビニ、そしてクレジット納付が導入させていただいたところではございますけれども、コンビニの納付についてはバーコードを附設することによりまして、今後スマートフォンからの納付等については、そのバーコードを読み取ることによってスマートフォンとかの電子決済も可能だということでございますので、8月6日に金融機関と協議をさせていただきまして、そういったスマートフォンで納められる方法ということで、検討して協議を進めているところでございます。

それで、コンビニ収納も30年度から水道課、そして子育て支援課の部分でも同時に進めさせていただいた経過もありますので、過般の金融機関との協議の際も、上下水道課、そして子育て支援課とともに金融機関と協議をさせていただいたところがございますので、そういった本庁でのキャッシュレス化については全庁的なことにもなると思いますので、そういった納税者から納めていただく方法についてのキャッシュレス化については、そういった形で検討を進めておりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

委員長（渡辺良雄君）

馬場良勝委員。

馬場良勝委員

今、ご答弁いただいたとおりかなあとと思いますが、今野球場ですか、あそこももうカードでしか、チャージして要はカードで全部支払うという形にもなっておりますし、非常に使った方からは随分便利だなあという声もいただいております。小銭とかも出ませんし、そういう意味では、本庁の庁舎でも前向きにご検討いただければと思いますので、今後の検討、努力に期待をして質問を終わります。

委員長（渡辺良雄君）

ほかにありませんか。14番高平聡雄委員。

高平聡雄委員

33ページの会計管理費の輸送業務で、この内容について先ほど収納金額だとかについての説明はいただきましたけど、この輸送業務、前々年と比べて昨年度の扱い、回数というのかな、要するに輸送実績というのか、そういったものに変化があるのか。それとその実績、金額もしわかるのであれば教えてほしいということですね。それと、実績というのは輸送した金額ね。

それと、これは収納関係の課がいるのでお尋ねをするんですが、答えられなかったら答えられる方で結構ですが、今キャッシュレスで、必ずしも納税だけでなくてさまざまな使用料だとか、あるいは給食費だとか、そういったものまで同じように、税務課もいろいろ協議の上でできるものできないもの、現在も選択していると思うんですが、これは他の自治体での話ですけど、もともと給食費を学校で収納することから行政が直接収納するというか、そういったほうに変えているところが大分散見されるようになりました。このことについて、町としての考え方というのは現時点でどうなっているのか、昨年度当たりの協議も含めてお尋ねをします。

委員長（渡辺良雄君）

会計管理者兼会計課長三浦伸博君。

会計管理者兼会計課長（三浦伸博君）

それでは、ただいまの高平委員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

輸送業務によりまして変化はあるのかといった部分でございます。平成31年度より、まず水道課のほうの部分を輸送業務のほうに入れさせていただいておるところでございます。平成30年度におきましては、もみじが丘出張所の部分で取り扱った部分につきましては町民生活課のほうで集計をされているのかなあとということで、うちのほうではもみじが丘部分についてはちょっと把握しておらないところでございます。ただ、会計課部分につきましては、昨年なんですけれども、取り扱い金額が4億7,356万7,240円の年間で取り扱いで輸送業務を行っておるところでございます。以上でございます。よろしくお願いをいたします。

委員 長 （渡辺良雄君）

税務課長千葉喜一君。

税務課長 （千葉喜一君）

収納関係のそういったキャッシュレス化等についてでございますけれども、私も詳細についてはちょっと把握していないところではございますけれども、給食費につきましては、現年度分については学校さんで集金していただいている、どうしてもおくれた方、税のほうでいうと滞繰になってしまった分については、町のほうで徴収しているような形だと思うんですけれども、先ほどご説明させていただきました30年4月から開始したコンビニ収納のときには、私は本当に会計管理者等の苦勞で段取りしてもらったのを、私、30年4月に税務課に異動してきて大変便利な方法を導入していただいた後に着任したような形になるんですけれども、そのコンビニ収納を開始する際にも、給食費のほうについてもコンビニ導入の協議のときには一緒に参加してもらって、そのコンビニ収納を進めたという経過があったそうでございますけれども、その学校給食費についてはコンビニ収納を開始しなかったということで、さっきご説明させていただいたようにコンビニを導入したことによって、今度バーコードを読み取ることによってスマホ等で納付ができるということが、その30年4月から一緒に開始した上下水道課であったり、子育て支援課のほうと協議をさせていただいて一緒に進めようと思っていましたので、給食費についても、30年4月から一緒には導入でななかったんでしたけれども、今後そういった部分で、やっぱり高平委員さんがご質問したとおり学校で集めるんじゃなくて、もう行政のほうで集めてきているという事例もありますものですから、そういった部分については今後関係課とまた協議をして、せっかくやっぱり納めていただく方の利便性を考慮すればそういったものも必要だと思いますし、実績もこういった形であるものですから、そういった部分については関係課と協議をして、ならば町全体がそういった形で進めればとは思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員 長 （渡辺良雄君）

追加答弁いたします。会計管理者兼会計課長三浦伸博君。

会計管理者兼会計課長 （三浦伸博君）

済みませんでした。先ほどの杜の丘の部分でございます。

29年度、杜の丘のほうで収納いたしました金額が1億2,786万ほどでございます。30年度におきましては、8,280万ほどの部分での収納をなさっているということでございます。あくまでも税の部分でございますが、それで30年度の部分で手数料の部分、住民票なり、あと戸籍の部分になるんですけれども、そちらにつきましては、30年度で140万ほどの手数料のほうを収納を杜の丘の出張所のほうでやられていると。

あと、あわせまして南部コミセンなんですけれども、こちらについての使用料の収納につきましては125万ほどを収納されているといった部分で、その部分が警備輸送の部分で杜の丘のほうから出発しまして、会計課へ来て水道課ということで金融機関のほうに行っているのかなあとということでございます。以上でございます。

委員長（渡辺良雄君）

高平聡雄委員。

高平聡雄委員

この予算は、たしか繰越明許で複数年予算を計上していることだったかと思うんですけど、そういう中で契約金額だとか件数だとか、あるいは先ほど管理者からお話のあった回る場所がふえただとか、そういったことについて、その予算の中で賄えているという理解でよろしいのかどうかということ。

あと、もう一つ、先ほどの説明でよくわかります。そういう方向の検討が必要だろうという課長の考え方も理解しました。この給食費の収納形態については、当然キャッシュレスはもちろんですけど、収納業務そのものを教育委員会管轄から、要するに行政の収納のほうに向けて、言ってみれば学校の先生方に、そういう負担から教育の本来の時間を使っただくというようなことが目的のように聞いておりますが、これはやっぱりそういう方向が正しいのではないかなあとというふうに私は考えております。これを、ですから加速するべきじゃないかという観点から副町長にお尋ねをさせていただきます。

委員長（渡辺良雄君）

会計管理者兼会計課長三浦伸博君。

会計管理者兼会計課長（三浦伸博君）

それでは、高平委員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

輸送業務の契約に当たりましては、議会の議決をいただきまして債務負担行為でやらせていただいております。契約期間については1年といった部分でございます。

あと、輸送の経路でございますが、輸送の経路につきましては、出発点は杜の丘にはなるんですけれども、交通事情等により水道が先だったり会計が先だったりということで、そのような形になっているということを確認させてもらっております。なお、警備に当たる警備員なんですけれども、94名おりまして、その都度ランダムにということで、同じ人が当たらないような形でやられているといった部分もあわせて確認をさせてもらっております。以上でございます。

委員長（渡辺良雄君）

税務課長千葉喜一君。

税務課長（千葉喜一君）

それではお答えをさせていただきます。

先ほどご説明させていただいたとおり、給食費の現年分については学校で集金をしている状況でございます。その滞繰になった分については給食センター、教育委員会が集めているということで、町のほうで収納対策本部というのを設置しております。そのときには税に限らず、各種使用料についても未納額等を収納対策本部のほうで取りまとめをさせていただいて、必要であればその収納対策本部で徴収業務を担当していたところではございますけれども、30年度も教育委員会と協働で、給食センターと協働で2件の給食費の未納については収納対策本部のほうで臨戸訪問するなり、そういった徴収の実績はあるところでございます。ただ、現年分の給食費の徴収については町全体のことになると思いますので、副町長のほうにお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

委員長（渡辺良雄君）

副町長浅野喜高君。

副町長（浅野喜高君）

それでは、お答えをさせていただきたいと思っております。

給食費につきましては、やはり以前は学校、あるいはPTAの皆さんで集めていた経過がございます。現況につきましては、今税務課長がお話ししたとおりでございます。今若干、学校でなく行政で集める方向に来ている市町村もございますので、その辺につきましてはしっかりと教育委員会のほうに話をし、うちの学校の現状もありますし、やはり先生方にもお話し合いをしていただきまして、なるべくそういった希望があれば、早目にそういった方向に変えていくように教育長のほうにも伝えておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長（渡辺良雄君）

高平聡雄委員。

高平聡雄委員

ぜひ協議をしていただいて、行政が直接それに携わるような環境が整備できたらいいかなあというふうに思いますので、議論を進めていただきたいというふうに思います。

あと、あわせて対策本部で果敢にどうか、大変ご苦労されながらも実績を上げられております。このことについての今後、県の収納対策本部との連携だとか、あるいは町の対策本部の考え方だとか、そういったものについての課長の考え方を改めて披露していただきたいというふうに思います。

委員長（渡辺良雄君）

税務課長千葉喜一君。

税務課長（千葉喜一君）

それでは、高平委員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

平成21年から県のほうに滞納整理を専門にする機構が設立されまして、当初は3年間の予定だったものが、その3年ごとに見直しをして、今10年目になるところでございますかね。今回もまた、今後の状況ということで今検討が県のほうでもなされているということでございまして、平成28年度までは町のほうからも職員を派遣していただいて、滞納整理の徴収はもちろんですけれども、徴収業務のノウハウの習得をしてきたところではございますけれども、残念ながら、29年度からその職員が派遣されていない状況でございまして、昨年もちろんお願いしましたし、今後もそういった徴

収対策機構がある以上は、ぜひその徴収ももちろんですけども、その職員の技術の習得のために派遣をお願いしたいところとっておりました。

あとは、それに伴って県税事務所を退任しました黒川郡「チームT.O.T.O」という組織を編成しておりまして、平成27年から住民税の特別徴収が、県が主体となって、基本的には事業所で従業員の年末調整をきちんとされているところについては特別徴収に切りかえていくということをごさいますして、大和町でも、30年度の実績で大体三千八百数社の特別徴収の事業者があるわけではございますけれども、個人の場合ですと、個人がその自分が納めているか納めていないかを把握しているところではございますけれども、特別徴収については事業所が従業員から徴収して納付するというところで、それらも事業所のいろいろな状況によって特別徴収の事業所そのものも、未納の事業所もふえてきているということで、それらも県、そして「チームT.O.T.O」と今連携を図りながら、特別徴収だと大和町の従業員だけじゃなくて、黒川であったり県内にまたがって、そういった従業員を抱えている事業所もあるということで、そういった部分で徴収の整理を進めているところではございますので、今後もその町の方だけじゃなくて、どうしても近隣に転出したとか、近隣から転入してきた住民の方もいらっしゃいますので、今後もそういった組織を利用して、職員の技術の習得はもちろんでございますけれども、税の公平性からいっても徴収業務にこれからもそういった組織を利用しながら進めていきたいとっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（渡辺良雄君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで税務課、会計課、議会事務局所管の決算については質疑を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

なお、再開は18日午後1時30分といたします。

午前11時58分 散 会